

京都市空き家等の活用，適正管理等に関する条例（以下，「条例」という。）第16条において準用する，空家等対策の推進に関する特別措置法（以下，「法」という。）第14条第3項の規定に基づき，令和4年2月28日付け京都市達都ま第29号から第36号により以下のとおり命令しましたので，法第14条第11項及び条例第15条第3項の規定に基づき，公示します。

令和4年2月28日

京都市長 門川 大作

1 命令を受けた者の氏名及び住所

(1) 石本 富美子

京都府木津川市山城町綺田綾杉5番地17

(2) 石本 洋勝

京都府木津川市山城町綺田綾杉5番地17

(3) 奥田 圭子

京都府綴喜郡井手町大字井手小字宮ノ本14番地の2

(4) 北村 愛子

京都府京田辺市大住仲ノ谷14番地の1

(5) 宮崎 廳

熊本県天草市有明町大島子2737番地1

(6) 齊藤 公信

大阪府門真市脇田町2番1-201号

(7) 北村 雅輝

京都府城陽市寺田垣内後30番地

(8) 北村 英司

京都府綴喜郡井手町大字井手小字野畑8番地の6

2 当該特定空き等の所在地

京都市南区東九条西札辻町23番8

3 管理不全状態の内容

当該特定空き家等は、条例第2条第1項第2号に規定する「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」である空き家等であり、なおかつ、屋根の崩落等、劣化は著しく進行しており、倒壊や強風による建築部材の飛散などにより、周辺住民へ危害を及ぼすおそれが特に高い状態である。

4 命令の内容

(1) 措置の内容

当該特定空き家等の除却又はこれに相当する措置

(2) 措置の期限

令和4年5月2日

(都市計画局まち再生・創造推進室)